



担 当	いわき労働基準監督署 副 署 長 馬場 正博 第一方面主任監督官 松尾 佑輔 電話 0246-23-2255
--------	---

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～有害な業務に係る健康診断を行わなかった疑い～

いわき労働基準監督署(署長 伊藤 達夫)は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 株式会社コウエイ

(所在地：福島県いわき市小名浜隼人239番地の1、業種：金属製品製造業)

(2) 同社 代表取締役 A (66歳・男性)

2 罪名及び罰条

労働安全衛生法違反

同法第66条第2項(健康診断)

同法施行令第22条第1項第3号(健康診断を行うべき有害な業務)

特定化学物質障害予防規則第39条第1項(健康診断の実施)

同法第120条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、金属のアーク溶接作業により、有害な溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者Bに対し、令和5年7月に医師による特定化学物質健康診断を行ったが、法定の除外事由がないのに、その後6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行わなかった疑い。

4 参考資料

別紙 関係法令

関係法令

労働安全衛生法

(健康診断)

第 66 条 …… (略) ……

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。 ……。

3 ~ 5 …… (略) ……

(罰則)

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

一 ……第 66 条第 1 項から第 3 項まで……の規定に違反した者

二 ~ 六 …… (略) ……

(両罰)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、……第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○政令 (労働安全衛生法施行令)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第 22 条 法第 66 条第 2 項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一 ~ 二 …… (略) ……

三 別表第 3 ……第 2 号に掲げる特定化学物質 (同号 5 及び 31 の 2 に掲げる物並びに同号 37 に掲げる物で同号 5 又は 31 の 2 に係るものを除く。) を……取り扱う業務 (同号 8 若しくは 32 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 8 若しくは 32 に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 3 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 3 に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。) ……

四 ~ 六 …… (略) ……

2 ~ 3 …… (略) ……

別表第 3 特定化学物質 (第 6 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 18 条の 2、第 21 条、第 22 条関係)

一 …… (略) ……

二 第二類物質

1 ~ 34 …… (略) ……

34 の 2 溶接ヒューム

34 の 3 ~ 37 …… (略) ……

三 …… (略) ……

○厚生労働省令（特定化学物質障害予防規則）

（健康診断の実施）

第 39 条 事業者は、令第 22 条第 1 項第 3 号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第 2 条第 4 項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務及び別表第 1 第 37 号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第 3 の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに 1 回、定期的に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2～7 ……（略）……

別表第 3（第 39 条関係）

業務	期間	項目
……（略）……	（略）	……（略）……
(62)溶接ヒューム(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6 月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 溶接ヒュームによるせき、たん、仮面様顔貌、膏こう顔、流涎えん、発汗異常、手指の振顫せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、仮面様顔貌、膏こう顔、流涎えん、発汗異常、手指の振顫せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 五 握力の測定
……（略）……	（略）	……（略）……

【行政解釈】（令和 2 年 4 月 22 日付け基発 0422 第 4 号）

金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に基づくじん肺健康診断が義務付けられていることに留意すること。なお、同法の解釈（昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号）では、「常時粉じん作業に従事する」とは、労働者が業務の常態として粉じん作業に従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないと示されていること。当該健康診断と同様、特化則に基づく健康診断に係る対象者についても、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要があること。